

社会福祉法人 慈母福祉会
役員の手当等に関する規定

(目 的)

第 1 条

この規定は社会福祉法人慈母福祉会（以下「本会」という）の役員の手当等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の勤務別)

第 2 条

本会の役員は非常勤とし、次のとおりとする。

理 事	非常勤
監 事	非常勤
評 議 員	非常勤
第三者委員	非常勤

(会議等出席の手当)

第 3 条

会議（理事会、その他これに準ずるもの）等の出席者に対し勤務実態に即して支給する。

理 事	5,000 円	監 事	5,000 円
評議員	5,000 円	第三者委員	5,000 円

ただし監査を行った場合の監事の手当は日当 10,000 円とする。

(補 則)

第 4 条 この規定に定めるもののほか役員の旅費については本会旅費に関する規定を準用する。

附則

この規定は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 11 月 29 日一部改正

平成 29 年 2 月 18 日 評議員報酬追加

平成 29 年 6 月 17 日 理事監事報酬施行